保護者の皆様へ

この登園許可証は、幼稚園に通う園児の皆さんの健康を守り、感染症の流行を防ぐために必要なものです。

登園許可が必要な感染症

病名	登園の目安
インフルエンザ	発症した後５日を経過し、かつ、解熱したあと３日するまで
百日咳	特有の咳が消失するまで又は５日間の適正な抗菌性物製剤による治癒が終了するまで
麻しん（はしか）	解熱した後３日を経過するまで
流行性耳下腺炎（おたふくかぜ）	耳下腺、顎下線または舌下腺の腫脹(はれ)が発現した後５日を経過し、かつ、全身状態が良好になるまで
風しん(三日はしか)	発しんが消失するまで
水痘(みずぼうそう)	すべての発しんが痂皮（かさぶた）化するまで
咽頭結膜熱(プール熱)	主要症状が消退した後２日を経過するまで
結核	病状により医師において感染の恐れがないと認めるまで
髄膜炎菌性髄膜炎	
腸管出血性大腸菌感染症	
流行性角結膜炎	
急性出血性結膜炎	
その他	以下の病気についても登園許可証の対象になります。(登園の目安については、診察した医師の判断によります) 溶連菌感染症、手足口病、伝染性紅斑(りんご病)、ヘルパンギーナ、マイコプラズマ感染症、流行性嘔吐下痢症(感染性胃腸炎)、ウイルス性肝炎、ＲＳウイルス感染症、帯状疱疹、伝染性膿痂しん（とびひ）

＊上記以外に、医師の判断で登園停止になる場合があります。

登園許可証

西堀ひかわ幼稚園園長殿

園児名	
疾患名	

1.上記疾患で治療中でしたが、感染のおそれがなくなりました。

2.感染性の疾患ではなく、集団生活は可能です。

3.その他

上記を証明します。

発病期間	令和　年　月　日 ～ 令和　年　月　日
証明日	令和　年　月　日
医療機関名 医師名	印 電話　－